

# 高山市議会 地域別市民意見交換会 市内21ヶ所で開催

期 日	開 催 地 区	場 所	地域別テーマ	担当班	開始時間
11月 2日 木	荘川地区	荘川支所 文化ホール	荘川の魅力と地域活性化策	5	午後7時
11月 6日 月	岩滝地区	岩滝公民館 2階	学校を拠点とした地域づくり	5	
11月 6日 月	丹生川地区	丹生川支所 防災集会室	地域の活性化について	2	
11月 6日 月	国府地区	国府支所 多目的室 A・B・C	議会に聞きたいこと、伝えたいこと～車座で意見交換～	1	
11月 7日 火	高根地区	高根公民館 大ホール	議会に聞きたいこと、伝えたいこと～車座で意見交換～	1	
11月 9日 木	江名子地区	江名子小学校 第2体育館(2階)	議会に聞きたいこと、伝えたいこと～車座で意見交換～	1	
11月10日 金	東地区	高山市図書館 煥章館	議会に聞きたいこと、伝えたいこと～車座で意見交換～	1	
11月10日 金	一之宮地区	一之宮公民館(一之宮支所向かい)	地域の活性化について	2	
11月10日 金	朝日地区	燦燦朝日館	コミュニティ・スクールの成果と今後の課題について	4	
11月13日 月	山王地区	石浦公民館(うらら館)	コミュニティ・スクールについて	2	
11月13日 月	南地区	南小学校 多目的室	駅西地区の有効活用と今後の整備状況について	4	
11月14日 火	久々野地区	久々野公民館 大会議室	地域の活性化について	6	
11月15日 水	花里地区	サロン花里(花里町2)	地域のつながりと防災力の向上について	5	
11月15日 水	西地区	西小学校 マルティ	健康寿命の延伸について	2	
11月16日 木	清見地区	きよみ館 大会議室	地域の活性化について	6	
11月16日 木	北地区	フローラ(桐生町)	地域の活性化について	3	
11月17日 金	三枝地区	三枝小学校 多目的室	地域の活性化について	6	
11月17日 金	大八地区	東山中学校 第2体育館	協働のまちづくりについて(活動拠点の整備について)	3	
11月28日 火	上宝地区	上宝支所 会議室	子育てにかかわる現状と将来展望について	3	
11月28日 火	奥飛騨温泉郷地区	奥飛騨温泉郷観光協会 会議室	滞在型観光需要での人材確保に関する現状	3	午後1時半
11月29日 水	新宮地区	新宮公民館(新宮小学校となり)	地域を元気にするには	4	午後7時

高山市議会による地域別市民意見交換会が、11月2日から29日まで開催されます。具体的な日時や会場などは、左記の表の通りです。24人の議員が6班に分かれて、各地域(21地域)に伺います。

市民意見交換会では、議会の取り組みなどを報告するとともに、市民の皆さんと意見交換を行います。今回は、各会場毎に意見交換の地域別テーマをもって伺います。地域別テーマにこだわらず、市政全般についての意見交換も出来ます。ぜひ、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。

市民意見交換会には、どなたでもご参加いただけます。事前の申し込みは不要です。また、お住まいの地域以外の会場でも自由にご参加いただけます。日程のご都合の良い時に、お気軽にご参加下さい。

【お問い合わせ先】  
高山市議会事務局  
電話 0577353152  
FAX 0577353170

- 担当班の議員名簿**
- 1班：中田清介、谷村昭次、上嶋希代子、橋本正彦
  - 2班：松山篤夫、水門義昭、榎隆司、木本新一
  - 3班：松葉晴彦、北村征男、山腰恵一、沼津光夫
  - 4班：倉田博之、西田稔、車戸明良、谷澤政司
  - 5班：中箴博之、岩垣和彦、溝端甚一郎、伊東寿充
  - 6班：渡辺甚一、牛丸尋幸、藤江久子、今井武男

## 高山民報

2017年  
11月5日  
No.2023

発行 日本共産党高山市委員会  
日本共産党の見解・主張を紹介します。ご意見・ご感想など、お気軽にお寄せ下さい。

高山市西之一色町一丁目82・8  
電話 33・1266  
FAX 34・4646

# 高山市市民参加条例 政策立案過程から、積極的な市民参加を保障

高山市には「高山市市民参加条例」があります。条例の精神を、市政全般に活かすことが大切です。条例の主な内容を紹介します。

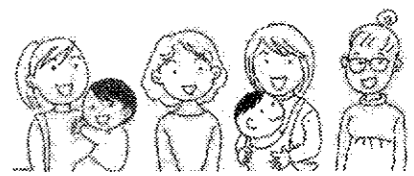
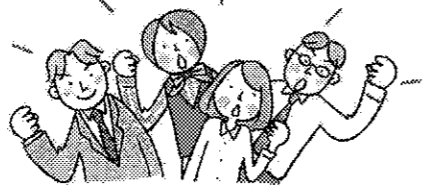
## 市民が主役が前提

市民参加条例の目的について、条例第1条には次のように書かれています。

〈第1条〉 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民が市政に参加する機会を保障し、市民参加によるまちづくりを一層推進することを目的とする。

市民参加条例を議論した2014年3月17日の総務厚生委員会で、条例が市民が主役を前提としていることを、市は答弁しています。

〈課長答弁〉 市民が主役というところは当然、大前提としてあるわけでございますけれども、条例をそういった、その市民が主役という理念のもとに制定をさせていただいたというところで、確かに文言としては、おっしゃるとおり市民が主役という言葉は入っておりますが、前提として、当然市民が主役というもとのこういった条例を制定させていただくというところでございます。



## 市は積極的に情報提供

条例第2条では「用語の定義」が書かれていて、「市民参加」について、次のように定義して

います。

市民参加は市の政策等の立案、実施及び評価の各過程において、市民が意見を述べ、又は提案することを行う。

さらに、第3条で「市の責務」について、次のように定めています。

〈第3条〉 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

3 市は、市政に関する情報を市民にわかりやすく、かつ、積極的に提供するものとする。

4 市は、市民の意向を的確に把握し、市の政策等の形成に反映させるものとする。

第3条の3の中で、「市は、市政に関する情報を市民にわかりやすく、かつ、積極的に提供するものとする」と定めていますが、この内容について、2014年3月17日の総務厚生委員会で市は次のように説明しています。



〈課長答弁〉 これまでですと、往々にして、ある程度案が固まってしまう時点でお示しをするということが多かったかと思えますけれども、これからは、その策定段階から、どんな情報を出していくような方向にしていきたいというふうに思っております。

以上のことから、市民参加条例の精神をまとめてみると次のように言えます。

市は、政策等の立案の過程から、積極的に市民に情報を提供し、市民が意見を述べ、又は提案をする機会を保障するとともに、市民の意向を的確に把握して、市の政策等の形成に反映させる責務がある。

市政には、この立場が大切と言えます。